

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月29日

【計算期間】 第14期中（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

【ファンド名】 プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド  
（Premium Funds - Global Corporate Bond）

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L -1282  
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番  
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy  
of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、2026年2月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

## 1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)が管理するプレミアム・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、2013年3月28日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。

## (1)【投資状況】

## 資産別および地域別の投資状況

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
投資証券	ルクセンブルグ	19,773,768.95	97.98
現金その他の資産(負債控除後)		408,296.59	2.02
合計 (純資産価額)		20,182,065.54 (約3,227百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)およびユーロの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円、1豪ドル=109.68円および1ユーロ=183.41円)による。以下別段の表示がない限り、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、豪ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 投資資産

## ( ) 投資有価証券の主要銘柄

(2026年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	ルクセンブルグ	投資法人	1,032,033.870	15.90	16,414,405.70	19.16	19,773,768.95	97.98

## 種類別投資比率

(2026年3月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	97.98
合計	97.98

## ( ) 投資不動産物件

該当事項なし。(2026年3月末日現在)

## ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(2026年3月末日現在)

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

サブ・ファンドの2026年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
2025年4月末日	21,378,427.72	3,417,983,024	米ドル建て	12.61米ドル	2,016
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.43豪ドル	1,363
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.09ユーロ	1,851
			円建て(ヘッジあり)	930円	-
5月末日	21,411,758.93	3,423,312,018	米ドル建て	12.64米ドル	2,021
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.45豪ドル	1,366
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.09ユーロ	1,851
			円建て(ヘッジあり)	928円	-
6月末日	21,455,329.08	3,430,278,013	米ドル建て	12.77米ドル	2,042
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.57豪ドル	1,379
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.17ユーロ	1,865
			円建て(ヘッジあり)	934円	-
7月末日	20,940,737.84	3,348,005,166	米ドル建て	12.84米ドル	2,053
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.63豪ドル	1,385
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.21ユーロ	1,873
			円建て(ヘッジあり)	936円	-
8月末日	21,009,056.88	3,358,928,014	米ドル建て	12.90米ドル	2,062
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.69豪ドル	1,392
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.23ユーロ	1,876
			円建て(ヘッジあり)	937円	-
9月末日	21,233,082.90	3,394,745,294	米ドル建て	13.04米ドル	2,085
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.82豪ドル	1,406
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.33ユーロ	1,895
			円建て(ヘッジあり)	944円	-
10月末日	21,048,630.74	3,365,255,083	米ドル建て	13.12米ドル	2,098
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.89豪ドル	1,414
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.37ユーロ	1,902
			円建て(ヘッジあり)	947円	-
11月末日	20,324,559.26	3,249,490,534	米ドル建て	13.16米ドル	2,104
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.92豪ドル	1,417
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.38ユーロ	1,904
			円建て(ヘッジあり)	947円	-
12月末日	20,594,929.21	3,292,717,282	米ドル建て	13.13米ドル	2,099
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.88豪ドル	1,413
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.33ユーロ	1,895
			円建て(ヘッジあり)	940円	-
2026年1月末日	21,033,541.64	3,362,842,637	米ドル建て	13.16米ドル	2,104
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.91豪ドル	1,416
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.34ユーロ	1,896
			円建て(ヘッジあり)	940円	-

2月末日	21,083,360.83	3,370,807,730	米ドル建て	13.32米ドル	2,130
			豪ドル建て(ヘッジあり)	13.06豪ドル	1,432
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.45ユーロ	1,917
			円建て(ヘッジあり)	948円	-
3月末日	20,182,065.54	3,226,708,639	米ドル建て	13.00米ドル	2,078
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.75豪ドル	1,398
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.18ユーロ	1,867
			円建て(ヘッジあり)	923円	-

## &lt; 参考情報 &gt;

(2016年3月末日～2026年3月末日)



## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

2026年3月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

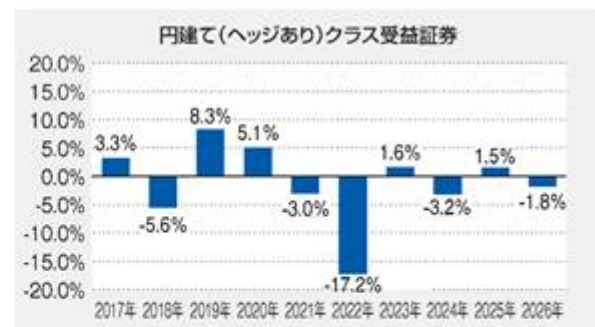
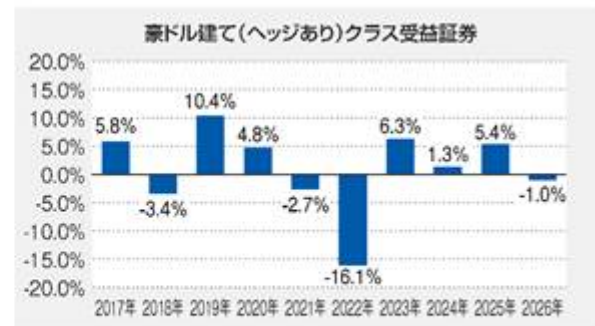
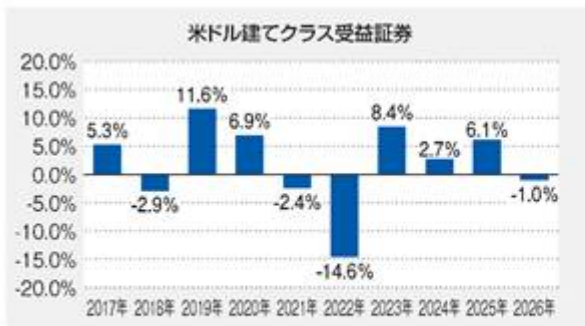
受益証券の種類	収益率（注）
米ドル建てクラス受益証券	3.34%
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券	2.66%
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券	0.89%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	-0.86%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 2026年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2025年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## &lt; 参考情報 &gt;



（注1）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）

（注2）2026年については2026年1月1日から2026年3月末日までの収益率となります。

## (3) 【投資リスク】

&lt;リスクに関する参考情報&gt;

< サブ・ファンドの分配金再投資  
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 >

2021年4月～2026年3月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。

< サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
年間騰落率の比較 >

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンド(各クラスの表示通貨ベース)と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラス(円ベース)を定量的に比較できるように作成したものである。

## &lt;米ドル建てクラス受益証券&gt;

(2021年4月～2026年3月)



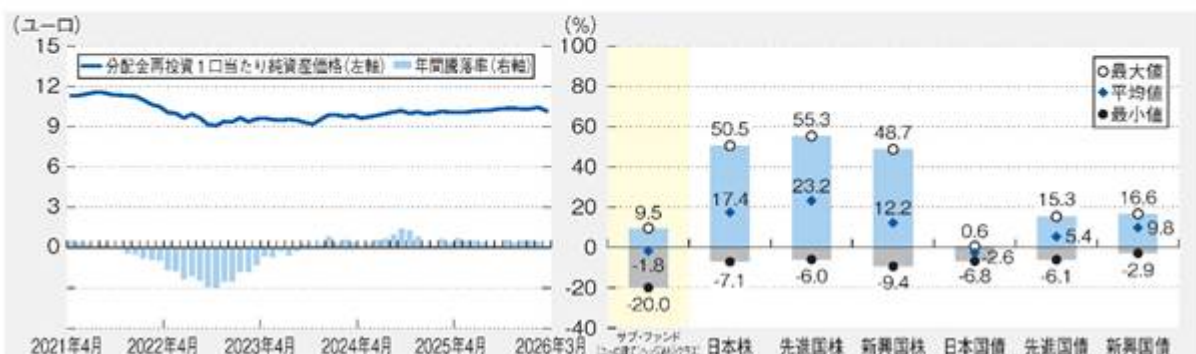
## &lt;豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券&gt;

(2021年4月～2026年3月)



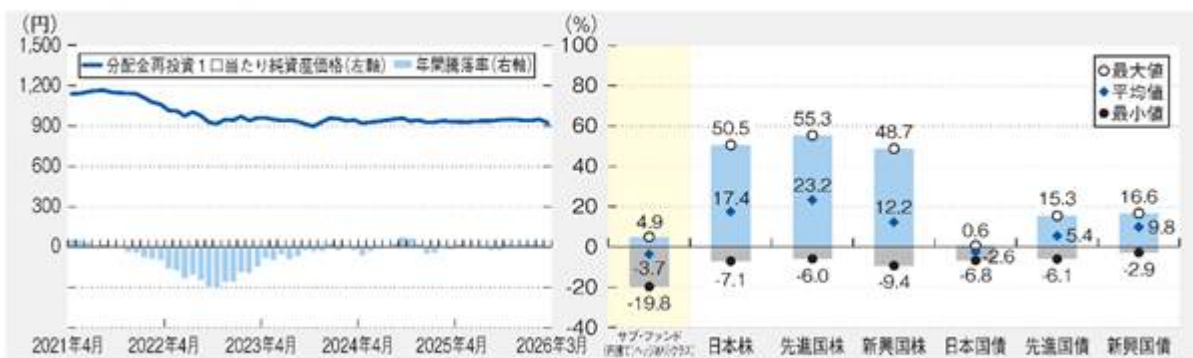
## &lt;ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券&gt;

(2021年4月～2026年3月)



## &lt;円建て（ヘッジあり）クラス受益証券&gt;

（2021年4月～2026年3月）



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) ミドル建てクラス受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

## ・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX（東証株価指数）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIX（東証株価指数）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2026年3月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル建てクラス受益証券	43,679.503 (43,679.503)	119,164.378 (119,164.378)	716,148.544 (716,148.544)
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス 受益証券	20,463.930 (20,463.930)	162,813.462 (162,813.462)	879,588.747 (879,588.747)
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス 受益証券	6,907.115 (6,907.115)	13,681.862 (13,681.862)	193,709.659 (193,709.659)
円建て（ヘッジあり）クラス 受益証券	2,182.748 (2,182.748)	19,348.920 (19,348.920)	157,094.659 (157,094.659)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。 ）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 ）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類はユーロ、豪ドル、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 ユーロ	=	183.41円
1 豪ドル	=	109.68円
1 米ドル	=	159.88円

## （１）【資産及び負債の状況】

## プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

## 純資産計算書

2026年2月28日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産評価額 （取得原価16,430,613.72米ドル （2,626,927千円））	1.2	20,272,155.18	3,241,112
銀行預金		812,935.19	129,972
為替先渡取引に係る未実現評価益	1.6,10	99,028.35	15,833
資産合計		21,184,118.72	3,386,917
<b>負債</b>			
未払印刷および公告費用		24,304.32	3,886
未払弁護士費用		21,971.31	3,513
未払専門家費用		17,932.72	2,867
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,10	12,363.04	1,977
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	8,556.55	1,368
未払投資運用会社報酬	5	7,764.74	1,241
未払受託会社報酬	2	2,431.06	389
未払管理事務代行会社報酬	6	1,674.42	268
未払代行協会員報酬	8	1,587.97	254
未払管理会社報酬	3	529.19	85
未払保管会社報酬	7	175.56	28
その他負債		1,467.01	235
負債合計		100,757.89	16,109
純資産		21,083,360.83	3,370,808

## 純資産

米ドル建てクラス受益証券	9,549,223.89米ドル	1,526,730
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券	11,459,651.47豪ドル	1,256,895
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	153,222,876円	
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券	2,033,272.67ユーロ	372,923

## 発行済受益証券口数

米ドル建てクラス受益証券	717,094.791口
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券	877,692.483口
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	161,582.260口
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券	194,649.763口

## 受益証券1口当たり純資産価格

米ドル建てクラス受益証券	13.32米ドル	2,130円
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券	13.06豪ドル	1,432円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	948円	
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券	10.45ユーロ	1,917円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド  
統計情報

発行済受益証券口 数、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2024年8月31日	784,780.637 □	1,135,456.628 □	184,025.790 □	200,508.366 □
2025年8月31日	755,908.364 □	937,786.772 □	169,543.426 □	200,825.869 □
発行受益証券	29,929.482 □	13,307.608 □	531.350 □	6,565.652 □
買戻受益証券	(68,743.055) □	(73,401.897) □	(8,492.516) □	(12,741.758) □
2026年2月28日	717,094.791 □	877,692.483 □	161,582.260 □	194,649.763 □

純資産、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2024年8月31日	9,770,123.35 ユーロ (1,562,047千円)	14,013,063.55 豪ドル (1,536,953千円)	174,883,309 円	2,025,756.67 ユーロ (371,544千円)
2025年8月31日	9,749,192.89 ユーロ (1,558,701千円)	11,896,117.37 豪ドル (1,304,766千円)	158,912,579 円	2,055,415.24 ユーロ (376,984千円)
2026年2月28日	9,549,223.89 ユーロ (1,526,730千円)	11,459,651.47 豪ドル (1,256,895千円)	153,222,876 円	2,033,272.67 ユーロ (372,923千円)

受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2024年8月31日	12.45 ユーロ (1,991円)	12.34 豪ドル (1,353円)	950 円	10.10 ユーロ (1,852円)
2025年8月31日	12.90 ユーロ (2,062円)	12.69 豪ドル (1,392円)	937 円	10.23 ユーロ (1,876円)
2026年2月28日	13.32 ユーロ (2,130円)	13.06 豪ドル (1,432円)	948 円	10.45 ユーロ (1,917円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

## プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

## 財務書類に対する注記

2026年2月28日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、かつ、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- ( a ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- ( b ) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- ( c ) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- ( d ) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- ( e ) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- ( f ) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- ( g ) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- ( h ) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- ( i ) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

## 1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

## 1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

## 1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

### 注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

### 注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.005%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.48%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注5．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.44%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.095%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

## 注9．税金

### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

## 9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10．為替先渡取引

2026年2月28日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の為替先渡取引を有している。

## 10.1 - 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	7,996,445.10	豪ドル	11,378,800.00	2026年3月16日	97,120.21
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					97,120.21

## 10.2 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	985,034.45	日本円	153,875,000.00	2026年3月16日	1,908.14
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					1,908.14

## 10.3 - ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	2,395,735.34	ユーロ	2,016,700.00	2026年3月16日	(12,363.04)
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価（損）					(12,363.04)

2026年2月28日現在、サブ・ファンドの未決済の為替先渡取引に係る未実現純評価益合計は、86,665.31米ドルである。

## 注11．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の米ドルへの換算に使用された2026年2月28日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.4058
ユーロ	0.8468
日本円	156.1399

## 注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という)で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

#### 注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

#### 注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

## ( 2 ) 【投資有価証券明細表等】

## プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

## 投資有価証券明細表

2026年2月28日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 <sup>*</sup>
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
1,033,766.20	BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	米ドル	16,430,613.72	20,272,155.18	96.15
投資信託合計			16,430,613.72	20,272,155.18	96.15
投資有価証券合計			16,430,613.72	20,272,155.18	96.15

## 投資有価証券の分類

2026年2月28日現在

国名	業種	比率 <sup>*</sup>
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業者	96.15
投資有価証券合計		96.15

(<sup>\*</sup>) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

添付の注記は、本財務書類の一部である。

#### 4【管理会社の概況】

##### (1)【資本金の額】

2026年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約9億9,889万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約3,668円)の記名式株式272,311株を発行済である。

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2026年3月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される6本の投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

(2026年3月末日現在)

分類		内訳(純資産価額)	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建て:	4,680,697,180米ドル
		ユーロ建て:	1,971,976ユーロ
		日本円建て:	3,068,615,315,310円
		豪ドル建て:	11,211,518豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。	

### (3)【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.41円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【資産及び負債の状況】

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>				
<b>固定資産</b>				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,706	10,888	1,997
<b>流動資産</b>				
<b>債権</b>				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	251,988	1,349,190	247,455
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,865,468	14,661,176	2,689,006
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	12,866	88,080	16,155
	<u>17,067,349</u>	<u>3,130,322</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,952,616</u>
<b>資産合計</b>	<u><u>17,076,651</u></u>	<u><u>3,132,029</u></u>	<u><u>16,109,335</u></u>	<u><u>2,954,613</u></u>
<b>負債</b>				
<b>資本金および準備金</b>				
- 払込資本金	5,446,220	998,891	5,446,220	998,891
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	99,889	544,622	99,889
その他の積立金	8,899,785	1,632,310	6,611,561	1,212,626
	<u>9,444,407</u>	<u>1,732,199</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,312,516</u>
- 当期損益	991,112	181,780	2,288,224	419,683
	<u>15,881,739</u>	<u>2,912,870</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,731,090</u>
<b>引当金</b>				
- 納税引当金	682,988	125,267	843,318	154,673
- その他の引当金	322,325	59,118	326,477	59,879
	<u>1,005,314</u>	<u>184,385</u>	<u>1,169,795</u>	<u>214,552</u>
<b>非劣後債務</b>				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,774	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	8,971
	<u>189,599</u>	<u>34,774</u>	<u>48,912</u>	<u>8,971</u>
<b>負債合計</b>	<u><u>17,076,651</u></u>	<u><u>3,132,029</u></u>	<u><u>16,109,335</u></u>	<u><u>2,954,613</u></u>

## (2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	45,854	462,858	84,893
人件費	1,113,398	204,208	1,833,204	336,228
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	43,362	445,693	81,745
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,350	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>294,774</u>	<u>2,741,755</u>	<u>502,865</u>
法人所得税	314,683	57,716	742,138	136,116
	<u>1,921,868</u>	<u>352,490</u>	<u>3,483,893</u>	<u>638,981</u>
当期利益	<u>991,112</u>	<u>181,780</u>	<u>2,288,224</u>	<u>419,683</u>
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>
収益				
純売上高	2,746,511	503,738	5,285,886	969,484
その他の営業収益	11,466	2,103	16,812	3,083
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,429	469,419	86,096
	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>

## 6【その他】

2026年2月27日提出済みの有価証券報告書の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正箇所を示す。

### 有価証券報告書

#### 第一部 ファンド情報

##### 第1 ファンドの状況

###### 1 ファンドの性格

###### （3）ファンドの仕組み

###### 管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

###### （八）資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億390万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,687円）の記名式株式272,311株を発行済である。

###### （二）会社の沿革

（後略）

<訂正後>

（前略）

###### （八）資本金の額

2026年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約9億9,889万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,668円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=183.41円）による。

###### （二）会社の沿革

（後略）

###### 4 手数料等及び税金

###### （5）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2026年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

（八）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

（中略）

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

(中略)

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2026年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月

1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

（中略）

（二）日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

（八）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

（中略）

（二）日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（後略）

## 第2 管理及び運営

### 2 買戻し手続等

#### （1）海外における買戻し

## 買戻しの制限

&lt;訂正前&gt;

（前略）

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社が（投資先ファンドにおいて課される換金の制限を考慮して）その絶対的な裁量により決定した割合または金額を超える場合、管理会社は、（ ）管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期すること（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）もしくはサブ・ファンドの純資産価額の計算を延期すること、（ ）買い戻される受益証券の総口数を管理会社により決定されるサブ・ファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りはその後の買戻日において当該買戻日に関して受領される買戻請求通知に優先して買い戻すこと、または、（ ）買い戻される受益証券の総口数を管理会社により決定されるサブ・ファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。

（後略）

&lt;訂正後&gt;

（前略）

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社が（投資先ファンドにおいて課される換金の制限を考慮して）その絶対的な裁量により決定した一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、（ ）管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期すること（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）もしくはサブ・ファンドの純資産価額の計算を延期すること、または（ ）買い戻される受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社により決定されるその他の割合もしくは金額）に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのいずれかを行うことができる。

パススルー・ゲート

いずれかの買戻日に関して、投資先ファンドが換金、払戻し、分配または支払について何らかの制限、限定、ゲート、延期、留保その他の制約を課し、発動し、または維持する場合、サブ・ファンドが投資先ファンドを換金し、投資先ファンドから払戻しを受け、または代金を受領する能力が制限される限りにおいて、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資者からの買戻しについて対応するサブ・ファンドのレベルでの制限（以下「パススルー・ゲート」という。）を課することができる。

パススルー・ゲートは、管理会社が誠実かつサブ・ファンドの評価および配分方針に合致する形で合理的に判断した、サブ・ファンドの投資先ファンドに対する持分に直接的または間接的に帰属する投資者の買戻しまたは払戻請求の部分に対してのみ適用される。パススルー・ゲートの対象となる投資者の請求の割合または金額は、（ ）投資先ファンドによる換金または分配が実際に可能な割合または金額、（ ）投資先ファンドにより課される割当制限または優先順位の仕組み、および（ ）英文目論見書に基づくその他の適用ある制限のうち、最も低い割合または金額を上限とすることができる。

（後略）

## 4 資産管理等の概要

## ( 1 ) 資産の評価

## 純資産価格の計算の一時停止

## &lt; 訂正前 &gt;

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、ならびに/または受益証券の発行および/もしくは買戻しを、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

( 後略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

受託会社または管理会社は、その単独の裁量により、以下の状況を含むがこれらに限定されないあらゆる理由に基づき、サブ・ファンドに関して、受益証券1口当たり純資産価格の計算を停止し、ならびに/または受益証券の発行および/または買戻しを（一時的に受益者に対してサブ・ファンドの受益証券の購入または買戻しを認めないことにより）停止し、ならびに/または受益証券のスイッチングを停止することができる。

( 後略 )